

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
- 市街地再開発組合の解散認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 都道の区域変更（三件）……………二
……………（建設局道路管理部路政課）……………二
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………六
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………六
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………六
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………七
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………七

告示

●東京都告示第二百七十八号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十二年東京都告示第千八百号国分寺都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第四号姿見の池緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年七月十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

東京都告示第二百七十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき京急蒲田西口駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

東京都告示第二百八十号

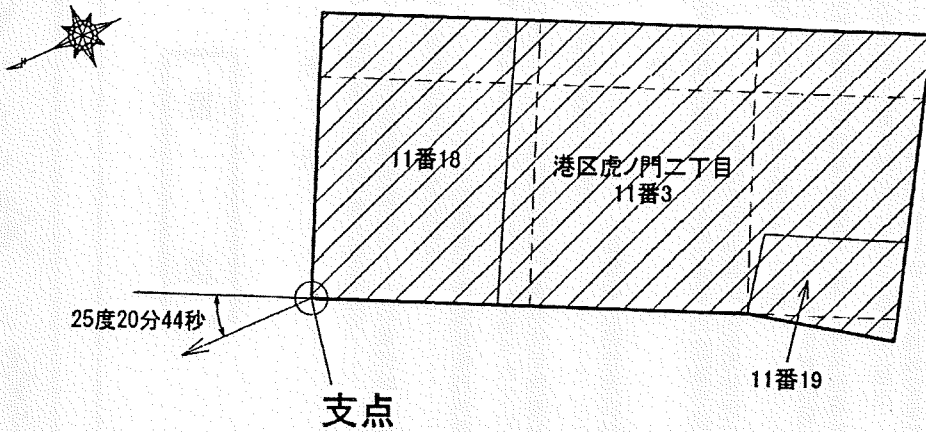
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区虎ノ門二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ペンゼン
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区虎ノ門二丁目
11番18の最北端とする。

【格子の回転角度(25度20分44秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10
m間隔で引いた線により構成されている格子
を、支点を中心として、右回りに回転させた角
度を示す。

●東京都告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十七日から起算し
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供
する。

平成二十九年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 練馬川口

二 変更の区間 練馬区東大泉二丁目九百八十二番一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり